

中世村落における生活規制について

藪部 寿樹

はじめに

本稿は、中世村落における生活規制のありかたを、村落定書を通して考察するものである。村落定書については、藪部『日本中世村落文書の研究』・『日本中世村落文書の研究』その後⁽¹⁾を参照されたい。

従来、村落定書は村落それぞれのありかたを知る指標として考察されてきた。特に自検断など村落「自立」のありかたに関する法的な側面について注目されてきた。

それに対して私は、生活規制を含む、村落定書の内容全般についてまとめたことがある⁽²⁾。しかしこれは字数が限定された依頼原稿であり、生活規制に関しても代表的かつ特徴的な事例のみを取り上げて解説するにとどまった。

いま現在、私は三〇四通の村落定書を把握している⁽³⁾。その村落定書群を通して、改めて中世村落における生活規制のありかたやその変化について全般的に考察したい。村落定書全体を通して中世村落における生活規制を考察するのは、研究史上初めての試みである。

なお旧著でも指摘したが、中世の村落定書はおもに畿内近国の村落によって作成されたものである。したがって本稿で論じる生活規制は、専らこの地域の村落におけるものであることを、あらかじめお断りしておく。

一 山野の規制

村落定書を通覧して、もつとも顕著にみられるのは、村落が領有している山野に対する規制である。この点で、現存する村落定書としてはやや異色なものから紹介しよう。

定 きんせい 條々

一 山守ふさたたる間、山林等^(封じ置く)ふうしおくへき事(中略)

一 山守下人等、柴木をぬすむ^(盗む)ともからあらハ、其身をちうはつせら^(誅伐)

れ、しうの山守として科錢^(過錢)三百疋可出之、若山守五人内如此之儀

ミかくし候ハ、^(違犯)重而五貫文可出之、同科錢事

右條々雖為一事いほんせしめハ、不云人^(亡)躰、為本所・惣地下可被罪

科候也、依為後日、所定如件

長享三年六月三日 (大沢) 久守判⁽⁴⁾

これは、山科家礼記長享三年(一四八九)五月二十九日条にみられる村落定書である。この村落定書の前に、次のような記事が載っている。

一 自東庄政所、三郎兵衛・七郎さへもん・泉蔵坊、極一・ちまきにて出候也、地下ぬす^(盗)人の事、山林きる事、せいさつの事申出之、其案文、

莊園領主である山科家の奉行人・大沢久守のもとへ、山城国山科東莊

政所の三郎兵衛ら三人が出向いた。そして莊園現地の山林の盗伐などを禁止する制札を立てるよう申し出てきた。先に引用したものは、この制札の文面なのである。

この制札の発給者は大沢久守となっている。しかし、制札の発起人は山科東莊政所の三人であり、制札に違犯した者に対しては「本所・惣地下」として処罰すると謳っている。この点から、この制札は山科東莊惣地下による村落定書とみることが許されよう。

山科東莊では山守を置いており、山守が不在の場合は入山を規制している。また山守の手下が柴木を盗んだ場合、本人は処刑され主人の山守には過銭が科せられた。山科東莊として山林用益を守り、山を守るべき山守の手下による盗伐も許さない決意を示したものである。

定直目条数之事

合天正拾年二月八日

一宮之森竹木之事、面々にきりとる事、一切除止事、万一長衆え無(停止)
安内(案内)きり取おめてハ、さいくわに可被ふせらる事、右、直目(置目)如件
但くわたいとしてひた(鑑)五百文可被出事

天正拾年二月八日 善宗(花押)(以下一二人の署判省略)^⑤

これは、一五八二(天正一〇)年、近江国志那村の置文である。ここでは、鎮守社の森の竹木を無断で切り取ることを禁止している。なぜ無断で切り出してはいけないのか。そこで次の史料をみてみよう。

定置肥灰事

右於当寺領内忒肥灰他所出事、不可然、依之寺内田畠疲、極(鑑)而作毛

不得既得間、旁衰微此事也、(中略)而上者、於向後不可出他所、

縦雖為出作、堅停止之、若背此旨輩出来者、可処罪科者也、依衆(議)義

所定状如件

応永十五子年三月廿九日

三ヶ所沙汰人(花押)

公文代衛門(花押)

預所代衛門大夫(花押)^⑥

一四〇八(応永一五)年、紀伊国粉河寺領三カ所の莊官たちが寺領内の肥灰を他所に持ち出すことを禁じた。禁止の理由は、肥灰を他所に持ち出すと領地内の田畠が疲弊して十分な収穫が得られないことにある。この時期の肥灰は、草木を燃やした灰なのである。

又次郎男罪過事条々(中略)

一背庄家背草苧、他所へ出事(中略)

右此五ヶ条、对庄家惣不承引之間、於向後者不可及向合状如件

康安元年七月十六日^⑦

これは、一三六一(康安元)年の近江国奥島莊罪科定書である。村落定書関係の文言はみられないが、実質的に村落定書といえよう。ここでは庄家の規制に背いて、共有の山林から切り出した草を他所に出した又次郎男の罪科を糾弾している。それでは、又次郎男は肥灰のもとになる草をどうしてもちだしたのであるうか。

(端裏書)「奥島惣庄をき文事」

定奥島をき文事(中略)

一山はた(畑)の事ハ、た所(他所)へうりかいにす可からさる事、うりかう物ア

らハ、たう人(盗人)とある可也

右、をき文如件

さた人(花押)

をとな(略押)

奥島

明応元年十二月四日

政所真正(花押)^⑧

これは一四九二(明応元)年、奥島莊の莊官たちが山畑を他所へ売却することを禁じた村落定書である。この規制から類推すれば、又次郎男は草を売却するために他所へ持ち出したと考えられる。

それではどうして、このような禁制が各地で出されるのだろうか。その背景としてまず考えられるのは、年貢・公事などの収納との関係であ

何を意味するのであろうか。さらに続けて同じ近江国今堀郷の村落定書をみてみよう。

定条々之事（中略）

一物私森林事、手折木葉・寄土者可為百文咎、カマキリハ二百文、
ナタハ三百文、マサカリハ五百文咎たるへく候

右背此禁制旨輩在之者、於地下人者出仕同座可停止、後家孤族ハ在所可撥、他所之仁躰ニモ未代不可被売者也、依衆儀定所如件

文龜貳年^{壬戌}三月九日改之

※ ※ ※

定条々掟之事（中略）

一物私之森林之咎之事者

マサカリキリハ三百卅文
（鉞・鎌切り）

ナタカマキリハ二百文
（手折り）

手オリ木葉ハ百文咎也

右依衆儀定所如件

永正十七^{庚寅}年十二月二十六日

これらは、一五〇二（文龜二）年と二五二〇（永正一七）年の今堀郷衆議定書である⁽¹²⁾。前者は惣有及び私有いずれの森林においても、木の葉を手で折ったら一〇〇文の過銭（寄せ土については後述）、そして鎌で木を切ったら二〇〇文、鉞で切ったら三〇〇文、鉞で切ったら五〇〇文の過銭を課すとしている。

後者もほぼ同様だが、鉞または鎌で木を切ったら二〇〇文、鉞で切ったら三三〇文というように、過銭の額が若干異なる。鎌の場合はいずれも二〇〇文で変わらないが、鉞は三〇〇文から二〇〇文、鉞は五〇〇文から三三〇文へと過銭が減額されている。

一五〇二年から一八年経って鉞や鉞での盗伐はやや減少したが、手折や鎌での盗伐は依然として続いているということであろうか。

そして前出の延徳元年今堀地下置文と文安五年今堀郷衆議定書と勘案すると、ここで鎌・鉞・鉞で切られたのはやはり青木、すなわち生の立木だと思われる。そして手折（手でむしり取った）木の葉も、立木の木の葉ということになる。これは逆に言うと、落ち葉や枯れ木については特段、規制していないことを意味する。

前述した一四八九（長享三）年の山科東莊定書にも、このような記述があった⁽¹³⁾。

一いぬの時以後、青柴・青薪持荷あらハ、ミあひにちうはつせらるへし

青柴は葉の付いたままの生木の雑木、青薪は生木を切り倒した薪ということだろう。これもやはり、枯れ木に対しては規制していないことになる⁽¹⁴⁾。

このことをどう考えればいいのか。そのヒントになるのが次の村落定書である。

坂大（坂東大炊助）

季頼（花押）

定掟之事

一大土か平山之儀、篠原村付り山田村

八幡村、高羽村、川原村、太田村、為此諸村中申合、はやし申処

実正明白也、然者三ヶ年之間者、下草以下迄令停止所也、

四至限 東小池通 南林ヲ

西篠原山 限 北しやれかかヲ

右此山之儀付、掟破、雖為小木、於切取者、為関銭三百卅文可出者也、兎角及異儀候ハ、為惣中理不尽、ニ可有御成敗者也、仍所定如件

元龜貳年卯月廿九日

若満 秀（花押）

（以下、川原村公文大夫など一四名の署判を省略する）⁽¹⁵⁾

この一五七二（元龜二）年撰津国大土ヶ平山置文では、篠原村・山田村・八幡村・高羽村・川原村、太田村の諸村が申し合わせて、向こう三年間、小木でも伐採したら、惣中のどのような人であつても過錢三〇〇文を課すと厳しく規制している。

そしてこの諸村がこのような規制をする理由は、「はやし申」すなわち山に森林を生やすためだという。つまり立木伐採の禁制とは、森林の再生・育成のためだったのである。

この事例から考えて、近江国今堀郷では一五世紀中頃から、山城国山科東荘でも一五世紀後半から森林の育成のため、立木やその木の葉を伐採・採集することを禁じてきたことになる。

そして、このような規制は続き、近世にはさらに強化され継承されていく。

定おきめ条々事

一あおい木不可取事^(青)

一くわ之木少も不可取事（中略）^(桑)

仍為衆儀定所如件^(議)

天正拾五年三月四日 蛇溝惣

定置目之事（中略）

一惣之森者、くさ木二不寄、自然かりとり候ハ、八木式斗之と^(草)^(刈取)^(米)^(答)か

たるへく候事、（中略）

右之通、今日より相きわめ候之条、まへく^(棄破)の儀者、きはたるへく

候、此儀相そむき候仁鉢候ハ、地下中寄^(より)曲事由可仕候者也、仍定

置如件

慶長四年五月十日 道正（略押） 今堀惣分（花押）

※ ※ ※

定

一愛岩山え乱^(谷)二立入、門松・かさり松・し^(柴)ハ・下草共二伐申間敷事

一木之柴、枯木等持分之外取申間鋪事
一村中面々持分之外竹木着シ申間敷事

右之通急度相守可申候、若違背於有之者、米老斗之罪に可申付者也、
以上

庄屋

半九郎

亥ノ

十一月十六日

庄屋

次左衛門

半左衛門

角兵衛

以上三通の村落定書は、一五八七（天正一五）年近江国蛇溝惣置文、一五九九（慶長四）年今堀惣分置文、年末詳（近世）今堀村定書である⁽¹⁶⁾。まず蛇溝惣置文では従前通り、青木と桑が規制されている。ところが慶長四年今堀惣分置文では「草木に寄らず」すなわちすべての草や木の採集・伐採が禁止されているのである。年末詳（近世）の今堀村定書でも持山以外の場所では、さらに枯れ木の採集も禁止されている。

このことは、近世に入っても山の荒廃がほとんど改善されていないことを示している。そのために、以前より厳しく森林の採集・伐採が規制されたのであろう。

以上のような山野管理と資源保全については、すでに高木徳郎氏が詳しく研究をしている⁽¹⁷⁾。本稿は、その研究成果を村落定書による生活規制の面から追認したに過ぎない。

二 収穫の規制

次に、田畠の収穫をめぐる規制について考察する。

(1) 放牧規制

まず、牛馬の放牧をめぐる規制についてみていこう⁽¹⁸⁾。

一 木草(刈)かるへからさる事

一 馬牛(飼)かうへからさる事 (中略)

右於背此旨者、可為三百文過怠者也、不可有親疎偏頗、若見かへし候ハ、十禪師権現可蒙御罰者也、千万過怠難洪候儀出来者、惣之可有沙汰者也、仍所定如件

永享二年 庚戌八月日

仙服院判 神主判 衛門五郎判

花木判 源六判 兵エ門五郎判

(後欠)⁽¹⁹⁾

これは、一四三〇(永享二)年の近江国野々子莊十三ヶ村定書である。ここに「馬や牛を飼つてはいけない」という規制がある。馬や牛は農耕に欠かせない労働力であるが、これを飼つてはいけないとはどういうことなのだろうか。

村落定書ではないが、一三二一(応長元)年の道願陳状(東大寺文書)には、次のような一節がある。

田舎之習、取入作毛等之後、(牛馬を)放散⁽²⁰⁾

この史料によると、収穫を終えた田畠に牛馬を放牧する(「放散」)のは、「田舎之習」であるという。陳状という訴訟文書である点を考慮しても、このような「田舎之習」があったことは、後掲する史料からみても間違いない。この点から、「馬や牛を飼つてはいけない」という規制は放牧に対する規制ではないかと思われる。

定置目条々之事 (中略)

一作の物を牛馬(飼)にかい候は、其ぬ(主)しへ理を申、其分(際)さい程まとふへし、若かくし於申に者曲事たるへく候

一牛にくつ(口籠)のくはめすに於出る者、米五升(答)のとかたるへき事 (中略)

天正十三年六月廿八日

上大もり

惣分

定置目之事 (中略)

一 きう(牛馬)はつくり之物く(食)らい候ハ、其一(倍)はいのと(答)かたるへく候

(中略)

慶長四年五月十日 道正(略押) 今堀惣分(花押)

この二通は、一五八五(天正一三)年近江国上大森惣分置文と前掲した一五九九(慶長四)年今堀惣分置文である⁽²¹⁾。

前者の第一条目では、牛馬が作物を食べた際にはその作物の持ち主に断りを入れて、牛馬が食べた分だけ弁償しなさい。もし耕地の持ち主に隠した場合に処罰する。これはあぜ道越しに牛馬が作物を食べた場合も想定されるが、根本的な背景として牛馬を他人の耕地に放すこと、すなわち放牧が問題視されているといえよう。

第二条目は、口籠(牛の口にはめる籠。くつこ・くつご)を付けずに外へ出ただけで米五升の過銭をとるといふもの。これも同様に解釈できよう。

後者の今堀惣分置文は、牛馬が他人の作物を食べたら、その二倍の分量相当の過銭を命じている。これは放牧による損失に対して、前者以上に厳しく、損失額の二倍の過銭で処罰したものと解釈できる。

これらの規制により、意図的な不法放牧やあぜ道越えの盗み食いは収まったのであろうか。

一 牛馬二作くれ申候ハ、米三斗出シ可申候⁽²²⁾

これは、一六五三(承応二)年一二月の近江国三津屋村置文の一節である。一七世紀後半になっても、いまだ牛馬に対して他人の耕地の作物を食わせる者たちがいたことがわかる。

このような収穫後の牛馬放牧と類似の慣行として、落ち穂拾いがあった。

(2) 落ち穂拾い規制

まず次の史料をみてみよう。

定条々掟之事(中略)

一 菜地・畠(削き草)・ヨセ土(寄せ土)者停止畢

一 萬之作毛、号拾卜猥事停止畢

右依衆(議)儀定所如件

永正十七庚寅年十二月二十六日(23)

前掲した一五二〇(永正一七)年今堀郷衆議定書には、いろいろな作物を「拾う」と言い張つてみだりに収穫することを禁止している。これは収穫後に行われる落ち穂拾いの慣習を悪用して、他人の耕地における収穫以前の作物を無断で収穫することを禁じたのである。

「〇〇と号して」という中世的な慣用語はしばしば、その行為に正当性があることを主張しているものである。それゆえ先程の収穫後の牛馬放牧と同様に、収穫後の落ち穂拾いは本来、村落民の間で公認されていた慣習といえよう。

従つてこの村落定書は、落ち穂拾いそのものを規制したわけではなく、それを口実にした違法な収穫を禁止したものといえる。

そうすると、前条の菜地・畠にて削き草をすることは、他人の菜地・畠に生えている草を無断で刈り取り、自分の耕地の肥灰とすることを禁じたものといえよう。これも、落ち穂拾いの論理をもとにしつつ、収穫前に他人の耕地の草を採集することを、規制したものといえよう。

なお同条の「寄せ土」については不明だが、他人の耕土を無断で削ぎ取り自分の耕地に寄せてしまうことかもしれない。これも、落ち穂拾いの論理を拡大解釈した違法行為なのだろう。

定条々之事(中略)

一 麦根・粟カラ・大角豆ツル、百文咎也

右背此禁制旨輩在之者、於地下人者出仕同座可停止、後家孤族ハ在

所可撥、他所之仁躰ニモ未代不可被売者也、依衆(議)儀定所如件

文龜貳年壬戌三月九日改之(24)

これは前掲した一五〇二(文龜二)年今堀郷衆議定書だが、「麦の根・粟の殻・大角豆(ささげ)の蔓」を取ることを禁じている。これらはいずれも収穫後に残った雑穀の欠片である。これも本来は落ち穂拾いの論理に基づいた行為であろう。しかし、それを口実とする行き過ぎた違反行為がなされたため、この慣習そのものも規制の対象になってしまったものと思われる。

このような欠片を取ることは弱小者の生きるための術であり、落ち穂拾いをもともと認めていた村落の優しさであったはずだ。ところが、ここではこれも厳しく禁じている。これを破つたものには百文の過銭を課した上に、後家孤族は在所から追放するという。後家は未亡人、孤族は何らかの理由で独り身、いずれも生活弱者である。

こと、ここに至つては、弱者救済のための落ち穂拾い慣行そのものを完全に否定している。これは、落ち穂拾いと称して作物を盗む者に対する規制を強化することを第一義としたためであろう。悲しい流れである。ところが、事態はさらに混迷を深める。

定(置)おき目之事

一 田(野良)のらの物ぬミとり候をミつけしとめ候ハ、ひるハ(昼)石五斗(米)

木、よる(夜)にて候ハ、三石ほうひ可仕候事(中略)

右定處如件

今堀惣分(花押)

天正十六年七月十一日(25)

これは、一五八八(天正一六)年の今堀惣分置文である。ここでは落ち穂拾いに限定していないが、田畠の収穫物を盗んだ者をその場で殺害すれば、昼は米一石五斗、夜は米三石の褒美を出すという。収穫物の盗難に関する対応がさらに厳しくなっている。これはこうした盗難が後を

絶たないに對する苛立ちの表れであり、事態がより深刻になつてゐることを示している。このような規制はその後も続く。

法度之事(中略)

一 田をかり仕廻(薊り仕舞)申までハ(穂)をひろひ(拾ひ)、この羽定(マア)之かきりも少にても(掻き)かき申間敷候、此通於相背二者 米五升之可為科候
申ノ十月十七日(下略)

※ ※ ※

今堀村惣中置目之事(中略)

一人之田地之上にて、木草を取申間敷候、他郷へ罷出、ぬすミ仕候者、其組よりあらため候て出可申事

一 宮林・愛宕山にて木草を取申間敷候事

一 草木(木の葉)このは、法度をそむき取候者、酒壺斗(咎)とかにおとし可申候

(下略)

※ ※ ※

(前略)

(落ち木の葉)

一 おちこのはは二月一日から霜月一日まで、人之くる林一切かき申

間敷候、若かき取申候ハ、盗人ニ被仰付、何用ニ被成候共、一

言之うらミ申間しき事、(下略)

これらは、年未詳(二六三三(寛永九)年か)下大森村定書、年未詳(近世)今堀村惣中置文、一六五三(承応二)年一二月三津屋村置文である(26)。

寛永九年(カ)下大森村定書では、田を刈り終わる(収穫し終わる)

までは落ち穂拾いをしたり、どんな道具でも耕地面を掻き取ることを禁じている。そして違犯した場合、米五升の過錢を課した。

年未詳(近世)今堀村惣中置文では、他人の田地や宮林・愛宕山で木草をとることを禁じ、違犯したら酒一斗の科料を課した。

一七世紀後半、承応二年の三津屋村置文でも、一月と一・一二月以外の期間は他人の林の落ち葉を掻き取れば、盗人とみなすとしている。

期間限定であるが、落ち穂拾いそのものを盗みとみなすと、厳しい口調で規制している。

また嚴罰を科す流れも同じく続いていく。

山わけ申定之事(中略)

一人之山林并田地之かけかり之内へ入候て、木柴何ニ而も少成共(盜)ぬすミ取候ハ、為過錢銀三匁取、其上、橋之上二一日さらし可申候、若ぬすミ候ヲ見候而かくし候ヲわきより御き、候ハ、銀五匁取可申候、(中略)

右之条々相そむく族有之候ハ、御公儀様并地下として急度曲事ニ可被仰付候、仍如件

慶安貳年

丑二月十三日(七二名の署判は省略)(27)

これは、一六四九(慶安二)年の越前国今泉浦山分け定書である。ここでは、他人の山林・田地に侵入して木柴などを少しでも盗み取つたら、過錢として銀三匁を課し、さらには橋の上一日中さらし者にするという。また盜難行為を隠したりした場合も、銀五匁の過錢を課した。

ここでは過錢のみならず、橋の上でさらし者にするという実刑も科している。さらに家族親類等による盜犯の隱匿も処罰している。これはその場で処刑する(殺す)という規定(天正一六年今堀惣分置文)と比べるとやや緩やかではあるが、単に罰金のみで処分するやり方から一歩踏み込んでゐることに違いない。

以上のような嚴罰化の流れを見ると、中世における落ち穂拾いという慣行そのものが事実上否定されていく流れが見えてくる。これは牛馬放牧でも同様で、牛の口にはめる籠(口籠)を装着させるなど、細かな規制がなされていく。牛馬放牧という慣行も徐々に否定されていったものといえよう。

(3) 時間規制

山野における不法採集・耕地における不法収獲に対して、中世村落は時間による規制も始まるようになった。まず、以前に引用した一四八九(長享三)年山城国山科東荘本所・惣地下定書の一節を引用する。

一 いぬ(戌)午後七時の時以後、青柴・青薪持荷あらハ、ミあひ(見合)にちうはつ(誅伐)せらるへし(罰)

山科東荘では、「戌の刻すなわち午後七時以降に、まだ青々している柴や生木の薪を持ち歩いたら、その場でその者を殺害しなさい」と規制している。戌の刻以降は山守が現地^(見合)に在駐していないので、違反採集者を見付けた者が即座に処罰する(殺す)ことを命じたものである。

私を知る限り、村落定書のなかで戌の刻というような時刻を伴う規制がなされたのはこれが初めてのように思う。このことは、この村落定書が山科東荘政所の者たちが山科家奉行人大沢久守に出願して、荘園領主本所と山科東荘惣地下とが共同で立てた制札であることと関わるのだろう。制札の署判者である大沢久守が最終的に文面を確定したのであろうことから、「いぬの時以後」という時刻表記は、山科家の家司でみずからも下級貴族である大沢久守の時間観念が投影しているといえる。またこの時刻表記を惣地下が受け入れたのは、季節にもよるが戌の刻はほぼ日が出て辺りが暗くなる時刻であり、村人の側も感覚的にこの時刻を認知しやすい点にあったものと思われる。

この事例をやや異例なものとして、一六世紀後半以降、中近世移行期において村落における時間規制が本格化する。

定置目条々之事

一 よいの六時(むつとき)より後、一切作之物取不可来事
一朝六より前、野らへ不可出事(下略)

※ ※ ※

定置目条々之事(中略)

一 いね(稲)よ(宵)い(以後力)之六ツいせん、又あか(暁)月六ツいせん(以前)二もち候てと(通)おり候ハ、同(罪科)さい(二脱)いくわにお(二)ない可申候事(下略)

これらは、いずれも前掲した一五八五(天正一三)年上大森惣分置文と一五八八(天正一六)年今堀惣分置文の一節である⁽²⁹⁾。

前者の上大森惣分置文では、宵の六時以後には作物を一切収獲してはいけないという。また朝の六時以前に野良(耕地)に出かけてはいけないことも規制している。この宵六時・朝六時とは不定時法で、それぞれ日没・夜明けを意味している。すなわち第一条では夜中に作物を収獲してはいけない、第二条では明け方でも暗いうちに耕地に出てはいけない、ということになる。

後者の今堀惣分置文では、宵六つ時以後と暁六つ時以前に稲を持ち歩いてはいけないと規制している。暁六つ時は、朝六つ時と同じく夜明けを意味している。すなわち夜中に収獲物である稲を持ち歩くな、というわけである。

先にみた山科東荘の事例が戌の時という定時法であるのに対して、この二つの事例はいずれも不定時法である。そして不定時法のなかでも宵六つ時と朝六つ時(暁六つ時)は日没と夜明けという可視的な時刻区分なのである。山科東荘の時刻表記は都市的で支配者的なものである。それに対して、上大森惣分と今堀惣分置文における日没と夜明けというのは、時計をもたない村落民衆にとっても馴染み深いものといえよう。

これまでの村落定書では時間に関する規制はなかった。それが一六世紀後半になって本格的に登場してきた。これはどういう事であろうか。この上大森惣分と今堀惣分の村落定書は、いずれも収獲時間に対する規制である。そしてこのような規制をする背景には、夜間、不法に作物を盗み取る者たちが大勢現れてきた事態があるのだろう。そしてたぶんその多くが自村の者たちであったものと思われる。そこで夜間の耕地への外出を禁止することにより、この不法な事態に対処したといえよう。

しかしその後も収獲物の盗難はやまなかった。それに対して一七世紀前半の村落は二つの対応をとった。その一つが、入札（にゆうさつ・いれふだ）である。

覚

一今度十一月十八日夜、又一も^(初)種ぬすまれ申二付、惣中えと、^(届)申候間、来廿三日二打入札可仕候、忝人成共入札お、く入申者之^(親)おや・子^(女房)・ねうはうまで、せいはい^(成)可仕候、廿三日二不出候者、^(曲)それをくせ事二可仕候事、其時一^(言)こんのしさい^(子細)申間敷候事

卯十一月十九日 彦三（筆軸印）（以下六七名の署判省略）⁽³⁰⁾

これは、年未詳（一六三九（寛永一六）年か）今堀村人連署定書である。一月一八日夜、または種籾が盗まれて、被害者から今堀惣中に届出があった。それで来たる二三日に入札をして、一人でも多く犯人だと指名された者に対しては、その者の親・子供・女房に至るまで処刑する（殺す）と決めた。また二三日の入札に出席しない者に対しても同様の処罰を行うとしている。

この村落定書は、一月一九日付けで作成されている。そして全部で六八人の署判がなされた。この署判は村落定書を制定した者たちの署判というよりも、この決定事項に同意した者たちの署判とみてよからう⁽³¹⁾。そしてその署判者のなかには「源三郎」というように「六十」というような数字が肩付けされた者がいる。この源三郎以外には、五十（又蔵）、三十（弥七郎）、廿（又二郎）、十（三郎衛門）、十（与左衛門）という者たちがいる。これは、この村落定書の署判が入札者の名簿としても用いられたものといえよう。そして本文の規定に基づけば、もっとも入札数の多い源三郎とその家族が死刑にされたと思われる。

この入札は中世の落書を引き継ぐものであり、その結果は必ずしも真犯人の検挙・処罰に結びつくものではない。しかし入札の実施と犯人厳罰化によって、作物（ここでは籾種だが）の盗犯をなんとか防止しよう

と試みたものといえよう。

一七世紀前半の村落がとったもう一つ別の対応が、見張り番である。定番所之事（中略）

一夜之番ハ一組三人ツ、^(昼番)一ひるはんハ二人ツ、四ツより七ツまで、若夜ひる二よらす番をかき候ハ、^(欠)代物式百文可出者也（中略）
右之如也、如件

寛永貳拾年六月十一日

中ノ村惣中⁽³²⁾

これは、一六四三（寛永二〇）年の近江国中野村惣中番所定書である。中略部分には番所を置く場所などに関する詳細な規定がなされている。四つ時（ほぼ午前九時頃）から七つ時（ほぼ午後三時ごろ）までの昼番一組二人と、それ以外の時間帯の夜番一組三人の見張り番を配置している。また見張り番に出なかつた場合は、代物として二〇〇文の醸出を義務づけている。なお中野村には、一六六一（寛文元）年にも類似の定書が出されている⁽³³⁾。

また三津屋村では、番を置く代わりに別の対応をしている。

一作之物、同木柴不寄、暮六ツより取入間敷候、其上不叶儀御座候ハ、^(松明)たいまつおとほし^(灯)可参候⁽³⁴⁾

これは、一六五三（承応二）年三津屋村置文の一節である。どうしても暮れ六つ時以後に収獲や採集をしなければならない場合、松明を灯して作業せよと命じている。これは松明を灯すことにより、不法な採集・収獲でないことを近隣に知らせるものである。これは、負担の大きい番の設置に対する代案といえよう。

なお、三津屋村には一六六〇（万治三）年や一六六二（寛文二）年にも同趣旨の村落定書がある⁽³⁵⁾。このような三津屋村の事例からわかるように、不法な採集・収獲に対する規制は一七世紀後半にも続いたので

ある。

旧稿二では、収穫祭から地起しなどの正月予祝儀礼までの間を「神や異界の者たちの時間」、その間の土地は「神や異界の者の土地」だという伝統的な觀念の存在を指摘した。反対に、正月予祝儀礼から収穫祭までの間は「人の時間・人の土地」であった。このような円環的で呪術的な時間意識が他人の土地で牛馬を放牧したり落ち穂拾いができる背景にあった。

ところが、牛馬放牧や落ち穂拾いを中世村落は否定していく。これは、中世民衆が宗教的・呪術的な思考を乗り越えてきた証左であり、一つの発展でもあった。しかしそれは同時に、弱者を切り捨てる強者の利己的な選択でもあったといえよう。

三 身分標識の規制

中世村落には村落内身分という身分差別があったことを私は指摘してきた⁽³⁶⁾。村落内身分とは、村落集団によりおのおの独自に認定・保証され一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である。しかし中世の村落定書で、この身分差別を明示的に示したものはほとんどない。

一 惣森ニテ青木ト葉かきたる物ハ、村人ハ村を可落、村人ニテ無物
ハ地下ヲハラウヘシ

これは、前にも引用した一四八九（延徳元）年今堀地下置文の一節である⁽³⁷⁾。これによると、惣森の青木・青葉を不法に採集した場合、「村人」は村を落とし、「村人ニテ無物」は「地下をハラウ」とされている。地下を払うというのは今堀郷からの追放を意味する。それでは村人に対して「村を落とす」とはどういうことだろうか。

注進 ^(座公事) サクシノ事、コトコトクサクシヲ出サラムラ者、サエハ

入申ヘカラス、(中略)

一サクシ一々今ニ出サラムヲハ、サニ入ヘカラス ^(座)

仍為後日沙汰状如件

応永十年ひつしのとし二月 日⁽³⁸⁾

これは、一四〇三（応永一〇）年の今堀郷座公事定書である。ここでは、今堀日吉神社宮座の座公事を納入しない者は座には入れないと規定している。すなわち座公事を負担する者が宮座の成員だということである。そして実際に、座公事等の未進により座から排除された人々の名簿も残されている⁽³⁹⁾。

この宮座の成員にあたる者たちが延徳元年置文の「村人」と思われる。この村人が「村を落とされる」ということは、宮座から排除されるということであろう⁽⁴⁰⁾。

中世後期の村落定書では、このように村落内身分秩序のありかたや運用を再確認するにとどまっている。このような中世後期の村落内身分秩序が変化していくのが、一六世紀から一七世紀半ばの中近世移行期なのである。

定條々(中略)

一新座之者、惣並之異見きんせひ事 ^(禁制)

右所定如件

弘治貳年 改之⁽⁴¹⁾

これは、一五五六（弘治二）年の今堀郷定書である。ここでは、新座の者が本座の者と同等に意見（異見）を述べることが禁止されている。このように宮座（本座）から疎外された者たちが新座という形をとって宮座内に食い込み始めるのが、中近世移行期なのである⁽⁴²⁾。このように本座衆と新座衆・座外の者との対立が激しくなっていた末に、次のような規制が現れてくる。

(包紙)「兩保津村下人百姓え掟書」

南保津村下人百姓共二掟の事

① 二刀・脇指さ、せ申間敷事、但供につれ候時、又者他所え使二遣し申時はさ、せ可申事

② 一からかささ、せ申間敷事

③ 一せきたつくり、さうりはかせ申間敷候、但足中(作り)つくりハ不苦候、

乍去、侍衆二あい申時者ぬかせ可申事

④ 一侍衆の名を付させ申間敷事

⑤ 一めんく(名乗り)なのりを身共、又ハをれなど、いわせ申間敷事

⑥ 二子共二親儀と、か(父)といわせ申間敷事

⑦ 一侍衆二あい申時、ほうし(帽子)とらせ可申事

⑧ 一れう(魚)・すな(漁)とりいたさせ申間敷事

⑨ 一侍衆むかひ何にても慮外させ申間敷事

⑩ 一夜中に辻立・小哥(歌)・尺八(淨瑠璃)・しようるり、いづれも左様のわざ可

為停止事

⑪ 一侍の内へた、入、慮外申候ハ、打(捨)すて二可仕事

右之條々於相背者、誰人乃下人なりとも、互二見合次第二はから

ひ可申候、其時主人一言申間敷候、仍為後日証文如件

寛永十三丙子歳(43)

これは、一六三二(寛永一三)年の丹波国南保津村置文である。両(南北)保津村には五苗(ごみょう)という同族宮座があり、保津村全体を支配していた。この置文で侍と呼んでいるのは、この五苗宮座の構成員のことである。また下人とは五苗宮座構成員が召し使っている下人のことで、百姓は宮座から疎外された一般百姓のことである。したがってこの村落定書には下人に対する規制も混在しているが、宮座外の一般百姓に対する規制と思われるものを適宜選んでみてみよう。

① 百姓は刀と脇指を指してはいけない。ただし侍のお供や使者になる場

合は例外とする。

② 百姓は唐傘を指してはいけない。

③ 百姓が雪駄を作ったり、草履を履いてはいけない。足中は作っても良い。ただし侍衆と出会った際は脱ぐこと。

④ 百姓の子供に侍衆の名を付けてはいけない。これは、衛門や兵衛というような官途名を百姓が名乗ることを禁じたものである。

⑤ 百姓が自分を名乗る時に身共や俺などという侍言葉を使つてはいけない。

⑥ 百姓の子供が親を父・母(とと・かか)と呼んではいけない。

⑦ 百姓が侍衆に会う時は、帽子を取らなければいけない。この帽子とは野良仕事などで使う頬被りのことであろう。

⑧ 百姓は狩猟や漁業をしてはいけない。

⑨ 百姓は、侍衆に向かって無礼なことをしてはいけない。

⑩ 百姓は、夜中に道端での見物をしたり、小歌・尺八・淨瑠璃などの芸事をしてはいけない。

⑪ 百姓が侍衆のなかに立ち入って無礼なことをしたら、その場で切り殺す。

百姓は刀剣や唐傘などを持ったり、雪駄・草履などに履いてはいけない。侍衆のような名前や言葉遣いをしてはいけない。頬被りをしたまま侍衆に対応するなど、無礼なことをしてはいけない。狩猟や漁業、小歌などの芸能もしてはいけない。

五苗宮座衆が、非宮座衆の百姓に対して、生活上、多岐に渡る規制をしている。これ以外にも衣類に絹や木綿を用いてはいけないなどの規制も暗黙のうちにあったと思われるが、これは経済上の限界からか、まだ規制をかけるほどではない状況だったのである。

これほど多岐に渡る規制を一七世紀前半で行ったのは、なぜだろうか。それは一言でいえば、非宮座成員の台頭に対して、宮座成員が危機感を

強く抱いて厳しく対応したためである。

このような規制の出現は、近世にかけて特権的な宮座が形骸化し、最終的には崩壊していく序曲でもあった。なお五苗文書には、「寛永年中之書」として同様の規制をおこなった置文の写しも伝わっている⁽⁴⁴⁾。

おわりに

以上のように、村落定書を通して山野の規制・収穫の規制・身分標識の規制をみてきた。畿内近国村落の多くは集村なので、このような規制は村落民の相互監視によって維持されてきたものと思われる。

しかし、中近世移行期からは山野における採集や耕地における収穫についても、単に規制しただけでは追いつかなくなっていった。そのため時間規制をかけるようになった。

その上でさらに、入札で違反者を摘発して違反する者への見せしめとした。また見張り番を立てて予防や摘発を行うなどの強硬手段にもできるようになった。そしてこの流れは、近世にも続いていった。

このような流れは、牛馬の放牧や落ち穂拾いという中世的な慣行を変質させた。牛馬放牧や落ち穂拾いは当初、牛馬の育成や生活弱者の救済という社会的責務を持った慣行であった。ところが、この慣行を逆手にとって山野や耕地で不法な採集・収穫をする者が目立ち始めた。そこで、この慣行を口実とした不正行為に対する規制を次第に強めていったのである。それにより、このような中世的慣行そのものへの評価が変わっていき、ついには否定され消滅していったのである。

今後も新たな村落定書を見出すように努めたい。また中世から近世への移行の問題も村落定書の視点から再検討していくつもりである。

注

- (1) 蘭部『日本中世村落文書の研究―村落定書と署判―』（小さ子社、二〇一八年）、同『日本中世村落文書の研究』その後（『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』四六号、二〇一九年）。
- (2) 蘭部「史料・文献紹介 惣掟（村落定書）」（『歴史と地理 日本史の研究』二〇六号、二〇〇四年。前掲注（1）蘭部『日本中世村落文書の研究』第二章に改定再録）。以下、本稿ではこれを旧稿と呼ぶ。なお旧稿では、村落定書中の「犬飼うべからず」という禁制項目についても言及した（『日本中世村落文書の研究』九〇～九二頁）。しかしその後、研究の進展はみられず、私にも決定的な解釈が得られていないので、本稿ではこの点について言及しなかった。
- (3) 前掲注（1）に同じ。なお、二〇一九年六月に行った紀伊国林家文書中の村落定書に関する調査により、全三〇五通の村落定書を把握している（蘭部「紀伊国林家文書にみえる村落定書について」（『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』四七号、二〇二〇年三月刊行予定）。
- (4) 長享三年山城国山科東莊本所・惣地下定書（山科家礼記長享三年五月二十九日条、『史料纂集』山科家礼記五）。
- (5) 天正一〇年二月志那村置文（藤田文書、『日本思想大系』中世政治社会思想下、二〇三～二〇四頁）。
- (6) 応永一五年三月粉河寺領三力所沙汰人等衆議定書（粉河寺御池坊文書五号、『和歌山県史』中世史料一）。
- (7) 康安元年七月又次郎男罪科定書（大島神社奥津島神社文書五四号、『大島神社奥津島神社文書』）。
- (8) 明応元年一二月奥島惣庄置文（大島神社奥津島神社文書一八二二号）。
- (9) 永正一〇年一二月四郷惣衆定書（滝区文書、『かつらぎ町史』古代・

中世史料編、七九二頁。

- (10) 天正一〇年一月安治村惣中置文(安治区有文書、『日本思想大系』中世政治社会思想下、二〇四～二〇五頁。宮川満『太閤検地論』Ⅲ、四三五～四三六頁)。このような琵琶湖岸の環境については、佐野静代『中近世の村落と水辺の環境史―景観・生業・資源管理―』(吉川弘文館、二〇〇九年、Ⅱ湖岸の環境利用と資源管理)に詳しい。
- (11) 文安五年今堀郷衆議定書・延徳元年十一月今堀地下置文(今堀日吉神社文書三六九号・三六三号、『今堀日吉神社文書集成』)。
- (12) 文亀二年三月・永正一七年一二月今堀郷衆議定書(今堀日吉神社文書三七五号・三七二号)。
- (13) 前掲注(4)に同じ。
- (14) ただし、三ヶ条目で山守の下人が枯れ木も含む柴木を盗むことに対しては禁止している。
- (15) 元龜二年四月大土ヶ平山置文(天城文書一七号、『兵庫県史』史料編中世一)。なおこの文書は、もともと菟原郡篠原村(現神戸市灘区)の土豪である若林家の文書であった。
- (16) 天正一五年三月蛇溝惣置文(蛇溝町共有文書一号、『八日市市史』史料Ⅱ、三八頁)・慶長四年五月今堀惣分置文(今堀日吉神社文書二五四号)・年未詳(近世)亥十一月今堀村定書(同文書六六二号)。
- (17) 高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』(校倉書房、二〇〇八年、第二部生業と地域環境)。
- (18) 牛馬の放牧と後述する落ち穂拾いに関しては、以前、不十分ながら述べたことがある(『体系日本史叢書』一五生活史Ⅰ、山川出版社、一九九四年、第三章中世の生活第三節村の暮らし第二～四項)。以下、旧稿二と称す。
- また牛馬放牧全般については、中澤克昭氏の論考に詳しい(同『肉食の社会史』、山川出版社、二〇一八年、第三章家畜は不浄か)。

なお、中国明代の郷村でも、牛馬の放牧が問題となっている(寺田浩明「明清法秩序における『約』の性格」、『アジアから考える「4」社会と国家」、東京大学出版会、一九九四年、七八～七九頁。同『中国法制史』、東京大学出版会、二〇一八年、三〇六頁)。

- (19) 永享二年八月野々子莊十三ヶ村定書(野矢氏文書、『神崎郡志稿』下巻、一九二八年、六八頁)。なお読み本には濁点があるが省略した。
- (20) 応長元年九月道願陳状(東大寺文書、『鎌倉遺文』二四四三八号)。
- (21) 天正一三年六月上大森惣分置文(上大森町共有文書一号、『八日市市史』史料Ⅱ、三八頁。『日本思想大系』中世政治社会思想下、二〇九～二一〇頁)・前掲注(16)慶長四年今堀惣分置文。
- (22) 承応二年一二月三津屋村置文(三ツ屋町共有文書二号、『八日市市史』史料Ⅱ、五八～五九頁)。
- (23) 前掲注(12)永正一七年今堀郷衆議定書。
- (24) 前掲注(12)文亀二年今堀郷衆議定書。
- (25) 天正一六年七月今堀惣分置文(今堀日吉神社文書三六七号)。
- (26) 年未詳(寛永九年か)申一〇月下大森村定書(山田義雄家文書二号、『八日市市史』史料Ⅱ、五五～五六頁)・年未詳(近世)今堀村惣中置文(今堀日吉神社文書一九一号)・前掲注(22)承応二年三津屋村置文。
- (27) 慶安二年今泉浦山分け定書(西野次郎兵衛家文書八〇号、『福井県史』資料編6中近世四、九〇六～九〇八頁)。
- (28) 前掲注(4)に同じ。
- (29) 前掲注(21)天正一三年上大森惣分置文・前掲注(25)天正一六年今堀惣分置文。
- (30) 年未詳(一六三九(寛永一六)年か)卯十一月今堀村人連署定書(今堀日吉神社文書二九〇号)。
- (31) 前掲注(1)『日本中世村落文書の研究』(一九八～一九九頁)を

参照のこと。

- (32) 寛永二〇年六月中野村惣中番所定書（中野共有文書九号、『八日市市史』史料Ⅱ、四四～四五頁）。
- (33) 寛文元年中野村組中定書（中野共有文書一二号、『八日市市史』史料Ⅱ、四七頁）。
- (34) 承応二年一二月三津屋村置文（三ツ屋町共有文書二号、『八日市市史』史料Ⅱ、五八～五九頁）。
- (35) 万治三年正月三津屋村惣中定書・一六六一（寛文二）三津屋村惣中定書（三ツ屋町共有文書五号・七号）。
- (36) 蘭部『日本中世村落内身分の研究』（校倉書房、二〇〇二年）・同『村落内身分と村落神話』（校倉書房、二〇〇五年）。
- (37) 前掲注（11）延徳元年今堀地下置文。
- (38) 応永一〇年二月今堀郷座公事定書（今堀日吉神社文書三三三号）。
- (39) 永正元年座抜日記（今堀日吉神社文書五七〇号）。ただし未進分を納入し、足洗い酒を座衆に振る舞えば、宮座に復帰できた。
- (40) 一五三三（天文二）年の近江国山田荘でも、天神諸講で村人と地下人を区別している（天文二年山田天神講置文、仲川喜次郎氏文書、『近江栗太郡志』四、五八頁）。
- (41) 弘治二年今堀郷定書（今堀日吉神社文書五号）。
- (42) 一三六九（正平二四）年、和泉国黒鳥村安明寺座に「弥座・新座・南座・本座・僧座」というように新座がみられる。しかしこれは寺座であり、本座に対して座外の者が対立的に立ち上げた、中近世移行期の新座とは異なるものである（正平二四年黒鳥村安明寺五座置文、河野家所蔵文書二〇号、『日本史研究』二〇七号など）。
- (43) 寛永一三年南保津村置文（五苗文書五号、井ヶ田良治「丹波国南桑田郡保津村五苗文書」、『同志社大学人文科学研究所紀要』三三号）。
- (44) 寛永年中（一六二四～四四年）保津村下人小百姓置文（五苗文書

六号）。

【付記】二〇一九年六月一六日、立教大学で「シンポジウム 日本中世の「地下」社会―蘭部寿樹の文書論と春田直紀の生業論から考える―」が開催された。そこで、高橋傑・坂田聡・富善一敏の三氏が拙著『日本中世村落文書の研究』を書評してくださった。厚くお礼申し上げます。

その折、坂田・富善両氏から明応七年黒田下村久喜谷文書紛失定書案（井本昭之助〈現正成〉家文書）を、偽文書の可能性がありながらも拙著表2―1村落定書一覽（135番）に収載したことについて、ご批判をいただいた。ご批判の趣旨はそのまま受けとめたい。

ただ、山の領有を主張するにあたり、本文書が売券などの直接的な文書ではなく間接的な紛失定書である点や案文の形をとっていることなどから、一概に偽文書と断ずるにはやや問題がある。これらの点から、本文書が原本の写しである可能性も否定できない。以上のような観点により、あえて表2―1に本文書を収載した次第である。今後の検討課題としたい。